

- 本年7月の第5回会合の後、これまでの賢人会議での議論を総括する報告書として、白石座長が「議長レポート」を取りまとめ、**10月21日に若宮外務副大臣に提出。**
- 本レポートの目的は、安全保障と人道の観点からの主張の間のギャップを明らかにし、核廃絶のために直視すべき困難な問題を特定・検討し、国家や市民社会がとり得る措置を提案すること。

## 1. 核軍縮を取り巻く現下の状況

- 米露間の核軍備管理体制の毀損、中国を含む大国間競争、地域の安全保障及び拡散上の懸念の増大、NPT体制が直面する諸課題、核軍縮をめぐる立場の隔たり等、状況は悪化。

## 2. 困難な問題：橋渡しのためのアジェンダ

- 以下のような「困難な問題」について建設的に議論・対処しなければ、核軍縮をめぐる立場の隔たりによる行き詰まりの打開、核兵器のない世界のための共通のビジョンの発展は困難。
  - (1) **自衛権との関係**：存立を脅かされている国家による核兵器の使用は違法か否か。
  - (2) **核兵器の役割**：核兵器の唯一の役割は他の核兵器の抑止であるべきか。
  - (3) **国際人道法との関係**：理論上、それに対する核兵器の威嚇及び使用が正当であると考え得る脅威が存在する場合、核兵器の使用が国際人道法に適合する可能性はあるか。
  - (4) **核リスク低減及び信頼醸成措置**：核抑止に伴うリスクをいかに特定し、低減するためにいかなる措置がとられ得るか。核保有国によるいかなる透明性措置が、核軍縮のための信頼醸成につながる安全保障環境の改善に貢献し得るか。
  - (5) **国際的な安全保障を損なわない核軍縮のプロセス**：核軍縮の進展を確保するための効果的なベンチマークはあるか。非核戦力はどの程度核抑止の代替となり得るか。NPT外の核保有国を核軍縮の議論やプロセスにいかに関与させ得るか。
  - (6) **核兵器のない世界の維持**：核兵器の廃絶後に国際社会の平和と安定をいかに維持し得るか。核兵器のない世界における監視・検証はいかに機能するか。国家による義務の遵守をいかに確保し、必要に応じて強制し得るか。

### 3. 橋渡しの努力に積極的に関与するための原則

- 核軍縮をめぐる立場の隔たりを橋渡しするための努力に関与する者は、共通の基盤を確立するために、①核兵器不使用の規範や核兵器のない世界のためのビジョンの強化、②軍備管理及び核軍縮に関する既存のコミットメントや、軍縮に関する更なる対話の支持、③議論における礼節の回復や多様な見解の尊重、といった3つの原則を守るべき。

### 4. 2020年NPT運用検討会議までに着手し得る行動

- (1) 米露による、核戦力の更なる削減のための関与の再開、軍備管理枠組みの修復
- (2) 核兵器国による、①核リスク低減措置の実施、とられた措置に関する情報共有、②自国の核態勢・核政策に関する情報共有、③自国の核態勢・核政策と国際人道法等との整合性に関する説明、④核政策に関する情報の非核兵器国への共有
- (3) 多国間軍縮措置の再活性化（包括的核実験禁止条約（CTBT）の目的の前進に向けた追加的措置の特定、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期の交渉開始）
- (4) 本年11月の中東非大量破壊兵器（WMD）地帯設置に係る会議への全関係国の参加
- (5) 地域安全保障の文脈における核不拡散・軍縮の促進
- (6) 若い世代の関与、市民社会の更なる関与、国家指導者等による広島及び長崎への訪問

### 5. 2020年から2025年の間に実施し得る行動

- (1) NPT外の核保有国による、①核リスク低減措置の実施及び情報共有、②自国の核政策・核態勢と国際人道法等との整合性に関する説明
- (2) 全NPT締約国による、NPT上の義務履行のための自己申告に基づくコミットメント、2025年NPT運用検討プロセスにおける定期的な履行報告
- (3) 米・露・中の間における、安全保障のジレンマの緩和、基本的な水準の戦略的安定性、核政策・ドクトリン及び核リスク低減措置に関する議論
- (4) AI等の新興技術が戦略的安定性や核軍備管理・軍縮に与え得る影響への評価・対応
- (5) 兵器利用可能な核分裂性物質の効果的な管理
- (6) 核兵器の開発・輸送・配備・使用から生じる第三国へのいかなる損害に対しても当該国に説明責任及び法的責任を負わせるメカニズムの検討